

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和8年3月24日(火) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時10分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>5番委員 長谷川豊司 14番委員 鈴木 隆大 18番委員 赤川 勉</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 令和8年度の農地利用最適化活動の目標(案)について 第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る 意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第7号議案 非農地証明願の審議について 第8号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第9号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について</p>

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について5. 農地法第18条第6項の処理について |
|--|---|

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から令和8年3月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号17番鎌田良仁委員と、議席番号6番金澤敬治委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

第1号議案、令和8年度の農地利用最適化活動の目標(案)について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案の説明をさせていただきます。お手許にお配りした第1号議案という資料を御覧ください。

令和8年度においても農地利用最適化活動の目標について、国からの通知に基づき定めるものでございます。

資料の1枚目に記載の各目標値の設定方法については、令和7年度の目標設定と変わりありませんので、具体的な目標数値を入れた、資料2枚目以降の別紙様式1により説明させていただきます。この別紙の2ページからが目標の設定となりますので、ここから説明します。

最適化活動の成果目標の農地の集積ですが、認定農業者等の担い手にどれだけ農地が集積しているかという現状と課題です。現状の管内の農地面積は、2,940ヘクタールで、これまでの集積面積は922ヘクタール、担い手への集積率は31.4%となっています。課題は、農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が減少し、農地の集積率を上げていくのは難しい状況である。担い手の確保とともに、地域計画の話合いも活用し、規模縮小農家と拡大希望者のマッチングを進めていく必要があるとしております。目標については、表の1段目、農地の集積の目標年度は令和11年度、その右の欄の集積率は67%としており、これは基盤法に基づく県の基本方針に合わせた設定で、集積率を令和11年度までに67%にまであげるという計画で、これは毎年同じです。表のこの集積率の下に前述と同じ農地面積2,940ヘクタールの記載がありますが、この面積の集積率67%は、1,970ヘクタールとなりまして、先程のこれまでの集積面積922ヘクタールを、令和11年度末までの今後4年間に1,970ヘクタールにまでするという目標となり、4年間で割ると、令和8年度の新規集積面積の目標については、表の2段目の左側のように262ヘクタールとなります。目標を達成すると、8年度末の集積率は表の右下のように40.3%になります。

続いて遊休農地の解消について、表の現状は、令和7年度の1号遊休農地面積で、45ヘクタールとなっています。課題は、燃料費・生産資材の価格高騰による農業経営の圧迫や、農業従事者の高齢化・後継者不足により、遊休農地の増加が懸念される。引き続き遊休農地の発生防止や早期発見に努めることが必要であるとしております。目標の既存遊休農地の解消の緑区分のとありますが、つまり草刈り程度で解消するレベルの遊休農地の解消目標については、令和3年度の利用状況調査で確認した20ヘクタールの遊休農地をこの取組みを始めた令和4年度から5年間で解消することになっており、解消目標は前年度と同じ4ヘクタールとなります。次の黄区分、基盤整備を要するものについては、市農林水産課及び農地中間管理機構と協議を行い、基盤

整備事業を視野に入れた工程表を策定することを目標として設定することとしております。またイ新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した遊休農地を全て解消することを目標とすることとされていますので、令和7年度に新規発生した8ヘクタールを記載しております。

3ページを御覧ください。新規参入の促進については、現状及び課題で令和5年度から3年間の実績を記載しております。課題は農業の担い手が減少している中、意欲ある担い手を確保するため、新規参入希望者への農地情報の提供や経営相談などにより新規就農を促進する必要があるとしております。次の目標は、令和5年度から3年間の本市農地の権利移動面積の平均の1割以上の面積を目標として、新規参入者への貸付け等を行うことに対する同意を得た農地について公表するという事になっておりますので、その目標は12.8ヘクタールになります。

続いて、2番、最適化活動の活動目標ですが、表の1人当たりの活動日数の目標については、前年度と同じ月7日としております。活動強化月間の設定目標につきましては、3回以上設定することと決まっております3回とし、地区相談を行う6月、農地利用意向調査の未回答者への聞き取りを行う10月、地域計画座談会を実施すると見込まれる1月を強化月間に設定しております。新規参入相談会への参加目標については、6月開催の地区相談会が新規参入の相談も受け付けることから、これを位置づけることとしております。第1号議案についての説明は以上です。

議長 　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、原案を令和8年度の目標とすることに異議はありませんか。

全委員 　異議なし

議長 　異議がないということですので、第1号議案、令和8年度の農地利用最適化活動の目標については、原案のとおり設定することに決定いたしました。
続きまして、第2号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について説明いたします。

先に送付しております右肩に第2号議案と書いてある資料を御覧ください。第2号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和8年1、2月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和8年1、2月分）のとおりで、不動・多家良・渭東地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、3月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年4月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業

委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長 　　ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。
それでは特にないようございませすので、採決いたします。第2号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、案に異議なしとして、承認することに異議ございませすか。

全委員 　　異議なし

議長 　　異議がないということですので、第2号議案については、案に異議なしとして承認することに決定いたしました。
続きまして、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 　　それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられなと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませす。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地4筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後37aに至り、譲受人は対象地において、水稻とかぼちゃの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後21aに至り、譲受人は対象地において、いちごの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後89aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後160aに至り、譲受人は対象地において、ネギの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地4筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後44aに至り、譲受人は対象地において、じゃがいもとほうれん草の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、沖洲地区で新規就農面談を行いました。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後7aに至り、譲受人は対象地において、タマネギとニンニクの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

7番は、貸人から借人へ、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。契約期間は許可日から5年間です。借受人の耕作面積は、許可後22aに至り、借受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆の持分1/2を贈与により所有権を移転するものです。贈与後は譲渡人の持分は1/2→0に、譲受人の持分は0→1/2となります。譲受人の耕作面積は、許可後269aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーとレタスの栽培を行うとのこととです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後14aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこととです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

第3号議案は以上9件で、対象地は、田9,045㎡、畑6,888㎡、合計15,933㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、2番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の武市推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

武市推進委員 今月16日の16時より、2番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、安廣推進委員と私の委員4名、譲受人側2名、事務局2名の8名です。

譲受人は、このたび引退する農家よりビニールハウスを譲り受けることができたため、今回の申請に至ったとのこととです。譲受人は、農業高校から農業大学校と観光農園と7年にわたりいちご栽培の研修を受けてきており、建設業にも携わっていたことから、ビニールハウスの移設についても自分で行うことができ、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、いちごの栽培を行っていききたいとのこととです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして5番案件の新規就農面談に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月13日の9時30分より、5番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、就労継続支援A型事業所を経営しており、障害者の就労支援の一環として農業生産及びその販売を計画し、今回の申請に至ったとのこととです。譲受人は、譲渡人から農地を借りて、農業経験のある女性スタッフが中心となり、10名ほどの利用者とともに1年半ほど野菜栽培を行っており、そのまま野菜栽培を続けるとのこととで、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、じゃがいも、ほうれん草、タマネギの栽培を続けていききたいとのこととです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして6番案件の新規就農面談に参加していただい

た、川内地区の石田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月16日の10時より、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、植田委員と廣瀬委員と鈴木推進委員と私の委員4名、譲受人側1名、事務局2名の7名です。

譲受人は、譲渡人から居宅を購入した時に農地も併せて購入してほしいといわれ、今までも自宅に隣接するハウスでタマネギなどを10年以上栽培した経験があるため、今回の申請に至ったとのこと。譲受人は、耕運機やトラクターなども所有しており、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、タマネギ、ニンニク、白菜の栽培を行っていききたいとのこと。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして9番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月17日の13時30分より、9番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、赤川推進委員と私の委員2名、譲受人側2名、事務局2名の6名です。

譲受人は、市外在住ではあるがこのたび農地付き空き家を購入することになり、そこで自家消費のための水稻を育てていきたいと思い、今回の申請に至ったとのこと。譲受人は、専業農家である妻の父が近隣の市町村に住んでおり、農業指導や機材の貸し出しなどをうけて農業を行う予定であり、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻の栽培を行っていききたいとのこと。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、北井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第4号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番と2番の申請地は転用目的が同じで隣接地であるため、併せて説明します。集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。申請人は、低湿地となっている申請地で今後も営農を続けるため、建設発生土を有効利用する農地改良を目的として一時転用するものです。通常であれば農地改良の場合、届出によるものとしておりますが、県の事務処理要領では農地改良において、工事期間、工事内容等を客観的に判断して転用行為に該当すると認められる場合は、転用許可申請を行うよう求めるものとするとの記述があり、本案件は、工事期間が3年で面積も大規模であることから、転用許可申請に該当すると判断しました。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第4号議案は、全2件で地目は、田のみ3,077㎡です。転用目的は、その他施設用地となります。また、農地区分が甲種農地になるため、1番と2番は地区審査を実施しました。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、1番、2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月13日の9時より、1番と2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、方上町舟戸川にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者が、農地の改善・営農の向上を目的として、農地改良を計画したものです。造成については、一時的に表土を剥ぎ、建設発生土を搬入後に、耕作用の土を敷き詰めるとのことです。また、周囲にはコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。排水については、雨水のみで地下浸透とし、現状と同じく北側水路へ放流するとのことです。地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、全案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、全案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建築業を営んでいる借人が露天資材置場に転用するものです。

2番と3番は転用者が同一であるため、併せて説明します。2番と3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている建築会社に貸し付ける、通路と露天貸車両置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

6番と7番は転用者が同一であるため、併せて説明します。6番と7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、青果物の加工販売業を営んでいる譲受人が、果物や果物加工品を販売する店舗に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、太陽光発電事業を営んでいる譲受人が太陽光発電施設に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自動車販売業を営んでいる譲受人が露天駐車場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、水道設備工事業を営んでいる譲受人が露天資材置場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第3種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建設会社を営んでいる譲受人が露天車両置場に転用するものです。

13番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、不動産事業を営んでいる譲受人が同じグループ内の化成事業を営んでいる会社に貸し付ける、露天貸駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われまます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である2番、6番、7番、12番、13番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全13件で、地目は、田9,824.54㎡、畑1,009㎡、合計10,833.54㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地559㎡、駐車場・資材置場5,465㎡、その他施設用地 4,809.54㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、2番案

件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月16日の15時30分から、2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員と私の4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、八多町大久保にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、整地をして防草シートを敷き、周囲にフェンスを設置します。排水については、雨水のみで、地下浸透させるとのことですが、地元土地改良区の管轄外のため上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番、7番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推進委員 今月11日、10時から6番と7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、金澤委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の5名です。

申請地は、南沖洲四丁目にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が果物や果物加工品を販売する店舗に転用するものです。造成については、整地をした後に砕石で盛土し、東側と西側にコンクリート擁壁を新設します。排水については、浄化槽を設置し、西側の既設水路へ放流することと、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出と農事組合法人から排水同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、沖洲地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして12番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月12日の13時30分から、12番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町南岩延字三反地にあり、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天車両置場に転用するものです。造成については、盛土で整地し、隣の農地との境から30度の傾斜をつけて土が流出しないようにするとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透とする計画ですが、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。進入路は西側の併用地の先にある既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たして

おり、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして13番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月12日の10時20分より、13番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町日開字西にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が露天貸駐車場に転用しようとするものです。造成について、盛土はせずに整地のみとなります。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、南井上地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

1番は、蓄電池設置施設として許可していたもので、変更内容が3点あります。1点目は、防音壁の高さについてです。当初計画では防音壁の高さを3.5mとしておりましたが、周辺への影響を考慮し、4mに変更するものです。2点目は、設備構成の変更です。設備の効率化を図るため、受変電設備と監視盤を一体型設備に変更するものです。3点目は、設備位置及び配置の変更です。蓄電池設備をやや北側へ、引込柱の位置を東側に配置を変更するものです。

これらの変更については関係課に協議済みであり、都市建設政策課に必要な景観法の変更手続きについても、すでに完了しております。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているもの

と思われます。

第6号議案は、1件で、地目は田のみ、転用目的の内訳は、その他施設用地です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農地転用の事業計画変更申請について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和42年頃から北側宅地の進入道路として利用されているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第7号議案は1件で、対象地は、畑91㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地証明願について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書9ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は15筆、11,431㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第8号議案は以上1件で、対象地は田10,517㎡、畑914㎡、計11,431㎡となっています。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書10ページを御覧ください。

全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われま。

今月は、賃貸借権が14件、使用貸借権が7件の合計21件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区2筆・1件、2番が、勝占地区2筆・1件、3番が、入田地区1筆・1件、4番から7番が、応神地区5筆・4件、8番から10番が、川内地区4筆・3件、11番から13番が、国府地区6筆・3件、14番から17番が、南井上地区7筆・4件、18番から21番が、北井上地区6筆・4件 となっております。権利設定については以上で、田11筆15,292㎡、畑22筆26,681.33㎡の合計33筆41,973.33㎡となります。

第9号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案は全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。

続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書14ページと15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定

に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。9件交付しました。

議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。2件受理しました。

議案書18ページと19ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。9件受理しました。

議案書20ページと21ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項(合意解約)の処理についてです。4件受理しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和8年3月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は4月27日月曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。